

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、働きやすい環境をつくることによって、全ての従業員がその能力を十分に発揮できるようにする為に、以下の行動計画を策定する。

1、計画期間 2019年3月1日 ～ 2021年2月28日までの2年間

2、内 容

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標 1 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

目標 2 所定外労働の削減のための措置の実施